



高速増殖原型炉もんじゅ 安全性総点検に係る対処及び報告 について(第3回報告)

平成18年10月16日

独立行政法人 日本原子力研究開発機構



今回の報告概要

1. もんじゅ安全性総点検の対処及び報告(第3回報告)について
科学技術庁(当時)が実施した「もんじゅ安全性総点検」での指摘への対処として機構が策定した対応計画に基づき、以下の2項目について対応状況を報告。

①設備改善

「もんじゅ安全性総点検」で摘出された設備改善事項について、第2回報告以降に実施した設備改善の対応状況

②品質保証体系・活動の改善

第1回及び第2回までに報告した品質保証体系・活動の改善について、ナトリウム漏えい対策等に係る改造工事の実績を踏まえ、適切に行われていることの確認

2. もんじゅ安全性総点検に係る対応計画以外の確認すべき保安活動項目の対応計画について



高速増殖炉もんじゅ安全性総点検に係る対処及び報告に対する対応実績と計画

安全性総点検指摘事項	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
(もんじゅ主要工程)	▽原子炉設置変更申請 安全審査	▽2次審査開始 ▽原子炉設置変更許可 設工認審査	△設工認変更申請	▽保安規定変更認可 (品質保証取入) △設工認変更を認可	▽改造工事本格着工 対策工事		
1) 設備改善	第1回報告 ■ (漏えい対策設備改善)	改訂 ◆ 第2回報告 ▲ (漏えい対策以外の設備改善)				第3回報告 *△ (漏えい対策以外の設備改善)	第4回報告 △** (漏えい対策工事結果の報告等)
2) 品質保証体系・活動の改善	第1回報告 ■ (体制・体系、重要事項の改善)	改訂 ◆ 第2回報告 ▲ (個別の活動の改善)				第3回報告 *△ (改造工事実施中の活動状況等を評価)	
3) 運転手順書、運転管理体制等の改善		第2回報告 ▲ (運転手順書類の体系化等)				今回の報告	第4回報告 △** (手順書の改訂等を報告)
4) 安全性研究等の反映	第1回報告 ■ (蒸気発生器伝熱管破損対策)	改訂 ◆					第4回報告 △** (伝熱管破損対策工事状況の報告等)

■：平成13年7月27日報告、◆：平成14年5月31日改訂報告、▲：平成14年6月19日報告、▼：平成14年11月22日改訂報告

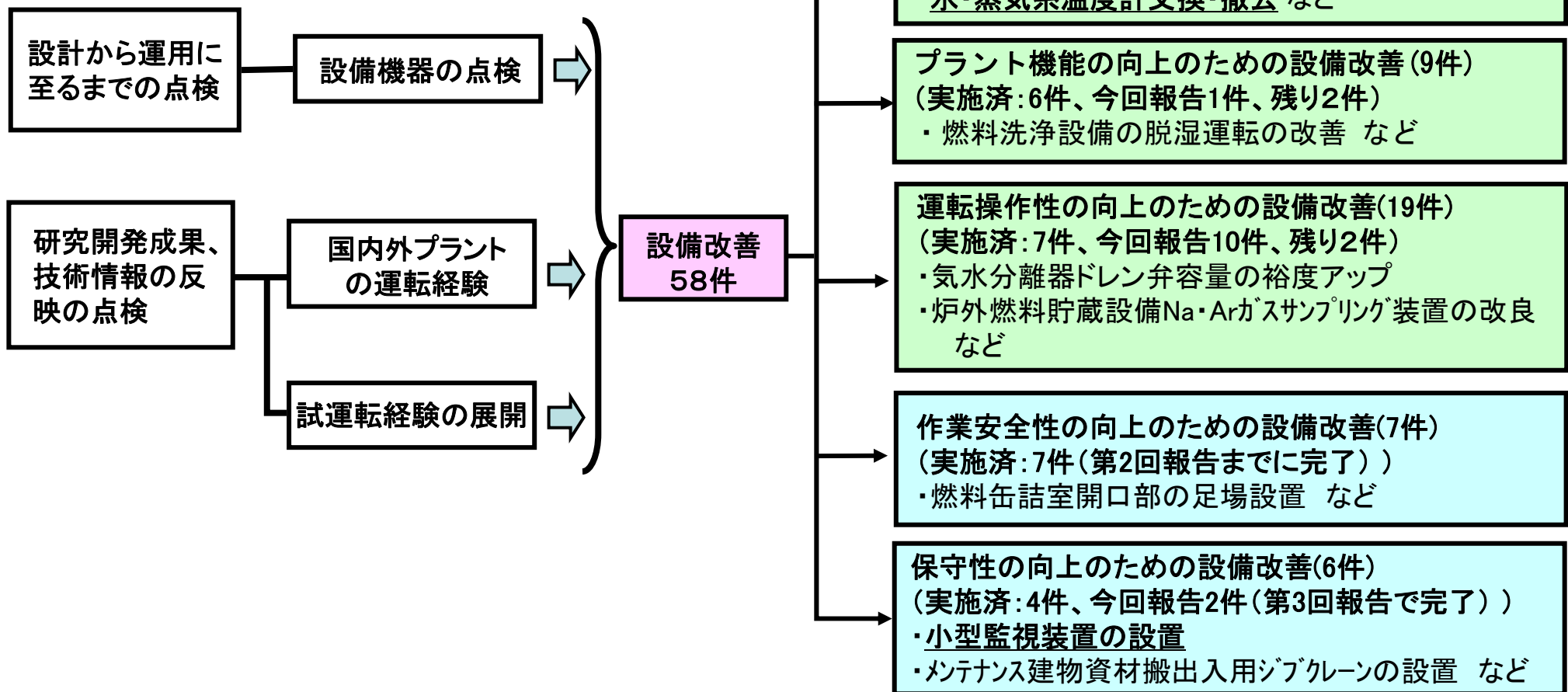
△：平成15年度以降報告予定

(*：第3回報告はナトリウム漏えい対策工事实施中、**：第4回報告はナトリウム漏えい対策工事完了後を目途)



設備改善について

設備の総点検



設備改善実施状況

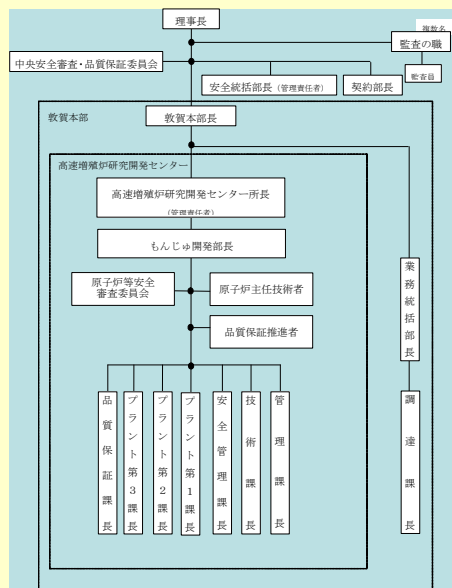
(第3回までの報告により47件完了)



品質保証体制の強化

品質保証体系の見直し、整備

- ・品質保証体制の強化
 - －品質保証推進者の設置、
 - －専任者を配した品質保証課の設置
- ・文書体系の整備



設計審査の充実

- ・新設計の取扱、破損時の影響確認、FBR特有事項の確認等を規定した設計審査要領を制定後の実施状況

設計・開発フロー

段 階	内 容	適用所則
イテラト明確化段階	工事計画書	設備変更管理要領
7外注承認段階	引合仕様書	設計審査要領
7外注承認段階 (詳細設計結果の検証段階)	(見積仕様書) 設計開始時 系統設計段階 機器設計段階 製作設計段階 製作開始時	設計審査要領
7外注承認段階 (設計・開発の妥当性確認段階)	工場製作（試験） 据付（試験）	検査及び試験の管理要領

最新技術情報の反映機能の強化

- ・信頼性向上対策検討会による
事故・故障情報の反映活動の継続
- ・最新技術情報評価検討会を設置し
研究成果情報の反映活動を実施
- ・「もんじゅ」-「ふげん」-「常陽」での
運転保守技術検討会の定期的開催

内部監査等の充実

- ・トップマネジメント直属の内部監査
- ・課毎のチェックシートを用いた監査
- ・監査員資格基準の明確化

メカ品質保証監査の実施

- ・受注者監査要領の制定
- ・契約仕様書に「受注者に対する品質監査」等を明記
- ・監査員資格基準の明確化

品質保証関連事項等の教育の充実

保修票発行基準の明確化

不適合管理の適正化

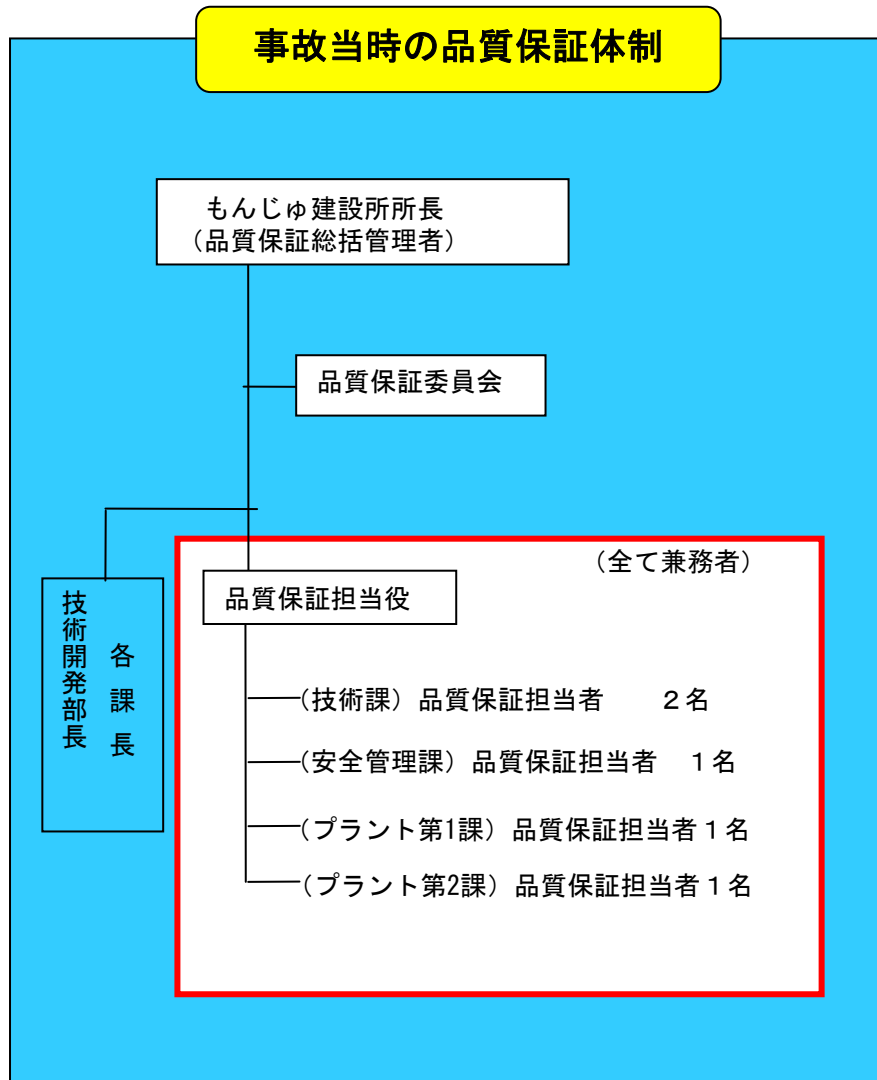
確実な保守の実施

文書合議基準等の見直し

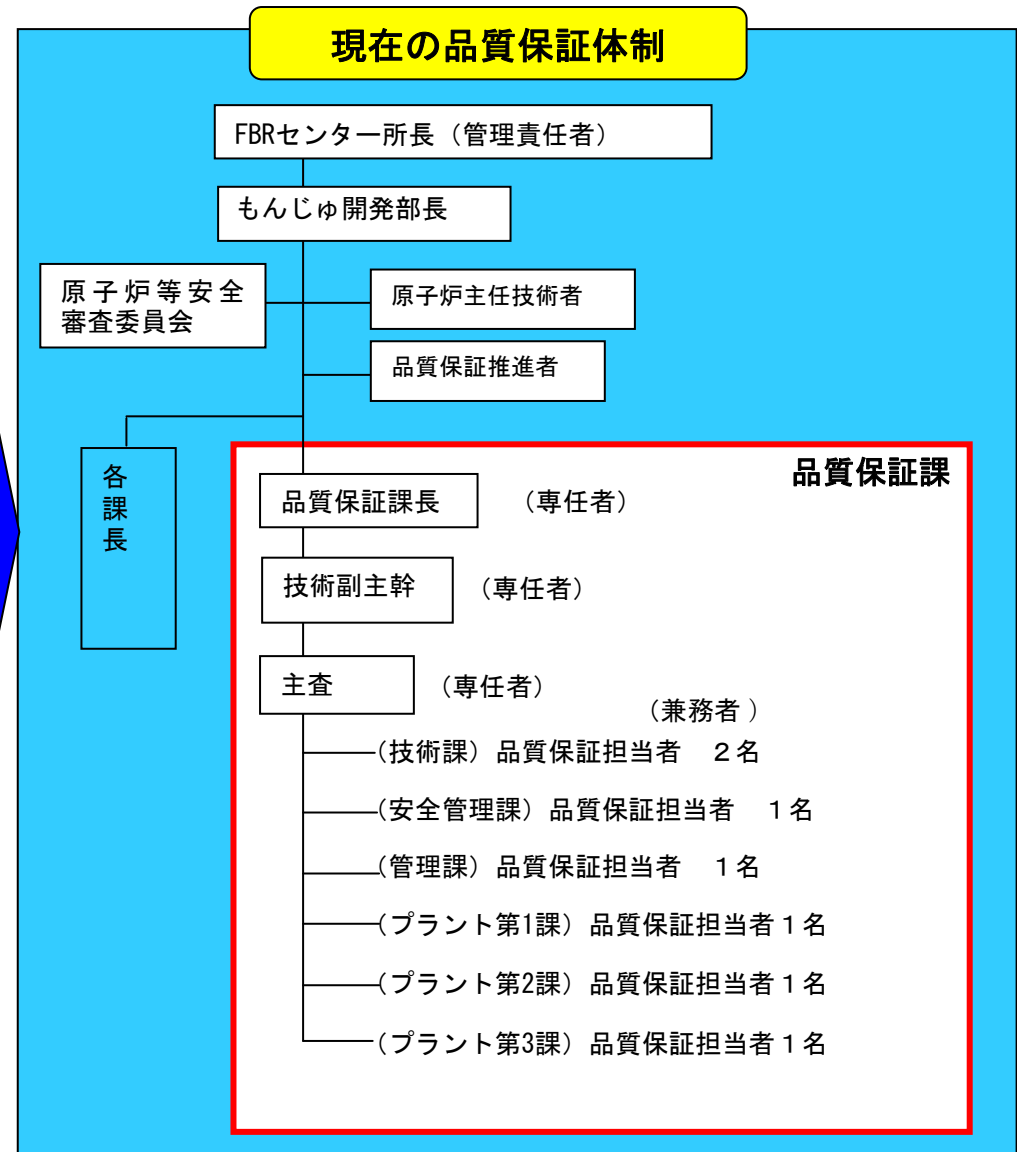


品質保証体制・体系の見直しー品質保証体制の強化

事故当時の品質保証体制



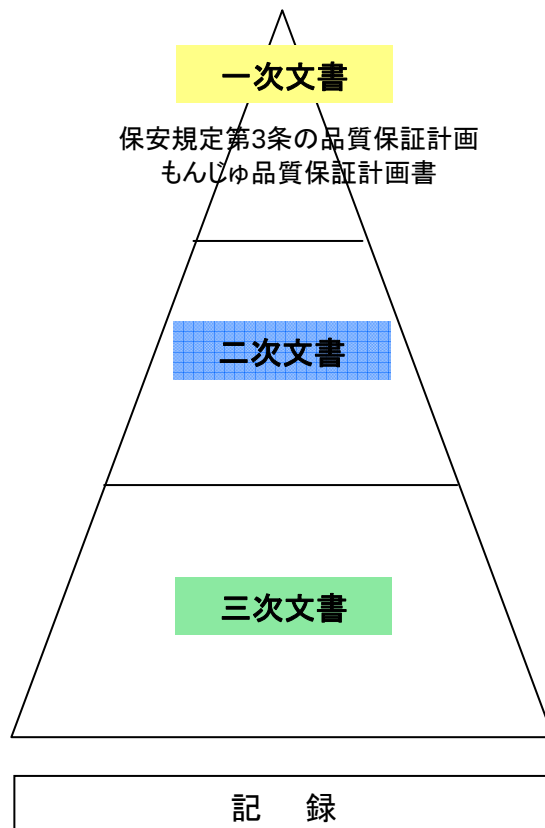
現在の品質保証体制



●文書の制定・改廃時の審査の着眼点の明確化と承認手続きの見直し

⇒「文書管理要領」でルール化

●文書の上下関係が分かるように一次、二次、三次文書に体系化



一次文書

- ・「保安規定(品質保証計画)」と「品質保証計画書」

二次文書

- ・文書・品質記録の管理に関する文書:「文書管理要領」「品質記録管理要領」など
- ・経営者の責任に関する文書:「マネジメントレビュー実施要領」など
- ・力量、認識及び教育訓練に関する要領:「教育訓練要領」など
- ・業務の計画及び実施に関する要領:「運転管理要領」など
- ・設計・開発に関する要領:「設計管理要領」
- ・調達に関する要領:「物品等調達管理要領」など
- ・監視機器・測定機器の管理に関する要領:「監視・測定機器管理要領」
- ・内部監査に関する要領:「原子力安全監査実施要領」
- ・検査及び試験に関する要領:「検査及び試験の管理要領」
- ・不適合管理・是正処置・予防処置に関する要領:「不適合管理要領」など

三次文書

- ・2次文書で定めた管理を実行するための具体的事項を定めた要領・手順
(各課のマニュアルを除いて約85件)



品質保証体制・体系の見直し ＜指摘事項に対する改善実績及び評価結果＞

指摘事項

- ① 品質保証活動をさらに確実なものにするためには品質保証活動を任務とする部署を設置する等体制を整える事が必要。
- ② 品質保証活動基本方針は、年度毎に個別の品質保証活動を十分検討して定めるべきであり、これらを検討できる体制の整備が必要。
- ③ 品質保証活動は施設中心に考えがちであるが、業務全体の品質保証という観点から、職員への絶え間ない意識の高揚を図るべき。
- ④ 関係するマニュアル間の整合性を審査の時点で配慮する事。
- ⑤ 事業所規則の制定に関する規則類において、規則、手順書、要領書等の名称の使い方を明確にし、正しく運用すること。

改善内容

- ① 専任者による品質保証体制を構築。
- ② 年度毎に理事長が品質方針を策定。品質方針を基にFBRセンター品質目標を設定。品質目標の達成状況は、理事長が行うマネジメントレビューに報告し、マネジメントレビューのアウトプット（理事長からの指示）を踏まえて次年度の品質目標を設定。
- ③ 品質方針、品質目標の達成に個人の業務がどのように貢献できるか認識させるしくみを構築。
- ④ 品質マネジメントシステムの文書は、FBRセンター全体で確実に使用するよう、炉安審で審議する仕組みを構築。
- ⑤ 文書を体系化し、上下関係を明確にした。



評価結果

- ① 専任者による品質保証課が設置され、品質保証推進者と合わせて品質保証体制が維持されており、かつその組織が適切に機能している。
- ② 理事長が設定した「原子力安全に係る品質方針」に基づきFBRセンターが毎年度具体的に品質目標を設定している事、及びその達成状況についてはマネジメントレビューのインプットとし、継続的改善の活動を行っている。また、この品質目標の設定にあたっては、品質保証課が中心となって実施している。
- ③ 理事長の設定した「原子力安全に係る品質方針」を各所に掲示している事、それを受けたFBRセンター品質目標をFBRセンターイントラネット上に掲示している事により職員等への浸透を図り、個人の業務がどのように貢献できるか認識させるしくみとなっている。
- ④ 品質マネジメントシステムの文書は、品質保証活動の具体的な課題に沿った検討、すなわち、「もんじゅ」の品質保証計画書及び関連する事業所規則の制定、改正に関する事項等を炉安審で審議し、各課の意見を反映したものにしている。
- ⑤ FBRセンターでは文書を体系化し、原子炉施設保安規定に定めたJEAC4111-2003の要求に従った品質マネジメントシステムを構築し、上下関係を明確にした「一次文書」、「二次文書」及び「三次文書」の文書体系を維持し運用している。

結 論

「品質保証体制、体系の見直し」の内、「品質保証体制の強化」について対応状況を確認した。
原子力機構（当時サイクル機構）が報告していた内容についてその実施状況を評価した結果、JEAC4111-2003の導入及びサイクル機構から原子力機構への組織改正に伴う対応内容の見直し、改善が行われるとともに、各項目について適切に対応を行っている事を確認した。また、JEAC4111-2003の条項に該当する項目については、JEAC4111-2003の要求事項への適合についても確認した。



品質保証活動の改善－設計審査の充実

段 階	内 容	適用所則
インプット明確化段階	工事計画書	設計管理要領 及び 設備変更管理要領
アウトプット承認段階	引合仕様書	設計管理要領 及び 設計審査要領
アウトソース段階 (詳細設計結果の検証段階)	(見積仕様書)	設計管理要領 及び 設計審査要領
	設計開始時	
	系統設計段階	
	機器設計段階	
	製作設計段階	
アウトソース段階 (設計・開発の妥当性確認段階)	製作開始時	検査及び試験の 管理要領
	工場製作（試験）	
	据付（試験）	

設計管理要領、設備変更管理要領及び設計審査要領に基づいて設計管理を以下の通り実施

1. 設計審査を抜けなく行なうために「設備変更管理要領」で規定した「設計管理シート」により進捗を管理している。
2. 設計の審査は、引合仕様書作成段階から製作開始段階まで各段階毎にチェックシートにより実施している。
チェックシートには、各々の段階に適した“審査の視点”を明確にし、適確な審査を目指している。
3. 設計審査が引合仕様書の作成段階から製作開始段階まで抜けなく行われたことを「設計審査品質保証管理確認シート」により品質保証課長が確認している。



品質保証活動の改善－設計審査の充実 ＜指摘事項に対する改善実績及び評価結果＞

指摘事項

確実な設計を実施するためには設計審査の充実を図る必要がある。

改善内容

設計管理上の重要事項である、設計審査時期の設定、設計審査すべき事項、設計審査体制、設備が損傷した場合の影響を考慮した設計審査等内容の充実を図り、これらを『設計審査要領』として制定。



評価結果

- ① 2次系温度計取替工事などの改造工事は、JEAC4111-2003の要求を満足するよう制定した「設計管理要領」と下位文書である「設計査要領」に基づいて設計審査を実施している。
- ② 設計管理において、定めたプロセスを「設計管理シート」を使用して抜けなく実施している。
- ③ 設計審査要領に基づき、審査の留意事項を考慮し、「設計審査チェックシート」を用いて設計審査を実施している。
- ④ 品質保証課が、受注者から提出された品質保証計画書を審査している。
- ⑤ 原子力機構のQMSについて受注者に周知するため、受注者に「設計審査要領」を提示している。
- ⑥ 品質保証課が受注者の設計管理が実施されていることを受注者監査で確認している。

なお、保安規定に品質保証が取り込まれた以降は、保安規定第3条 品質保証7.3設計・開発の中で保安院による保安検査での確認を受けている。設計審査に関する不適合や保安検査及び原子力安全監査での指摘事項は発生しておらず、運用においても支障等は認められていない。

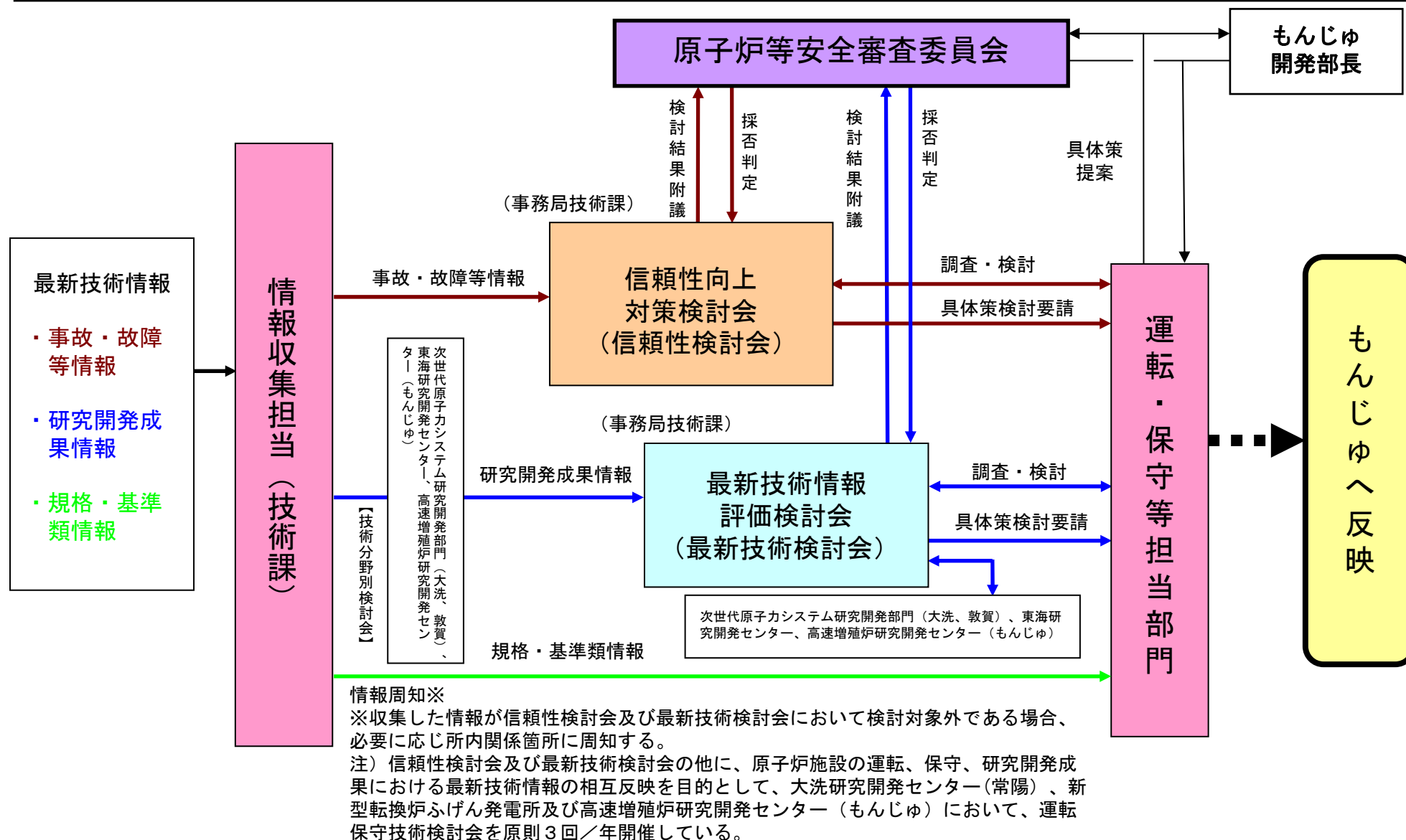
結 論

設計審査要領の策定にあたっては、安全性総点検での指摘を踏まえ設計管理上の重要事項等について検討を行い、実効性のある要領としている。その後、保安規定に品質保証が取り込まれたことにより、JEAC4111-2003「原子力発電所における安全のための品質保証規定」を満足するよう文書体系を整備制定して実行してきている。

品質管理上の改善のひとつとして策定した「設計審査要領」により、設計審査の充実が図られていることを確認した。



品質保証活動の改善－最新技術情報の反映機能の強化



最新技術情報の反映システム



品質保証活動の改善－最新技術情報の反映機能の強化 ＜指摘事項に対する改善実績及び評価結果＞

指摘事項

(1) 事故・故障等情報

- ①トラブル事例の検討は「もんじゅ」の安全性を向上させる上で有益なものであり、今後は同種のトラブルの発生に注意を払って運転管理、施設保守を行うことが必要である。
- ②信頼性向上対策検討会(以下「信頼性検討会」という。)及び原子炉等安全審査委員会(以下、「炉安審」という。)での審議結果が担当課に示されておらず、担当課において的確な対応に支障を来たことが考えられる。

(2) 研究開発成果情報

- ①安全評価に関する研究成果が得られた場合には、速やかに安全評価に与える影響を検討し、より一層の安全確保に努めることが重要である。
- ②「もんじゅ」の保安上重要な事項に関して審議を行うもんじゅ建設所の炉安審に大洗工学センターからのメンバーを入れるなど高速炉関係の知見を結集するようにすることが必要である。

改善内容

(1) 事故・故障等情報

- ①「最新技術情報の反映に係る管理要領」に明確にし、継続的に実施する。
- ② 信頼性検討会及び炉安審での審議結果が関係各課をはじめ関係者に確実に伝わるように改善した。

(2) 研究開発成果情報

- ① 情報の内容を評価する専任者を配置した。
- ② 大洗研究開発センター等の専門家の炉安審への出席を求める仕組みにした。

評価結果

(1)事故・故障等情報

- ①「最新技術情報の反映に係る管理要領」に基づき、継続的に実施され「もんじゅ」への反映が行われてきている。
- ② 信頼性検討会及び炉安審での審議結果が関係各課をはじめ関係者に伝わる仕組みを規定し運用してきている。

(2)研究開発成果情報

- ①「最新技術情報の反映に係る管理要領」に基づき、継続的に実施され「もんじゅ」への反映が行われてきている。
- ② 情報の内容を評価する専任者を技術課に配置し、研究開発成果情報を反映する機能を強化している。
- ③ 大洗研究開発センター等の専門家の炉安審への出席を求めることを、「原子炉等安全審査委員会規則」に明文化し、運用を行っている。

結 論

最新技術情報の反映機能の強化については、国内外の軽水炉、海外高速炉などの事故・故障等の情報及び国の安全研究成果報告書、原子力機構内の報告書などの情報を入手検討し、「もんじゅ」への反映の可否を判断したうえで必要な反映を実施しており、「もんじゅ」の一層の安全確保に寄与していると評価する。



今後の報告

1. もんじゅ安全性総点検の対処及び報告(第4回報告)について もんじゅ安全性総点検に係る対応計画に基づき、以下の3項目について対応状況を報告。

- ①設備改善
- ②運転手順書、運転管理体制の改善
- ③安全性研究等の反映

2. もんじゅ安全性総点検に係る対応計画以外の確認すべき保安活動項目の対応計画について

以下の各項目についてまとめた段階で適宜報告を行なう。

- ①原子力安全委員会による設置変更許可後の段階に確認すべき重要事項
 - ・2次系ナトリウムの抜き取り(ドレン)の所要時間
 - ・蒸気発生器伝熱管内の水・蒸気ブロー性能の確認
- ②長期停止プラントの設備健全性確認
- ③軽水炉への要求事項に対する水平展開
 - ・原子力発電所内におけるアクシデントマネージメントの整備について
 - ・原子力発電所の配管肉厚管理に対する要求事項について



(参考資料)



(参考)品質保証活動の改善－内部監査等の充実 ＜指摘事項に対する改善実績及び評価結果＞

指摘事項

内部監査では品質保証活動について基本的な事項を記したもんじゅ施設品質保証計画書どおり活動が行われたかを確認するだけでなく、品質保証上の観点から個別の業務を点検すべきである。

改善内容

内部監査を活性化するため自主監査を見直しし、現在は「原子力安全監査」として内部監査を各課個別に実施している。



評価結果

「もんじゅ」に対する内部監査として実施している原子力安全監査は、平成16年度より年1回の頻度で実施している。なお、平成17年度は、改造工事着手前段階、工事段階をそれぞれ確認するために2回実施した。原子力安全監査は毎回、事前の文書監査と現地監査を行っている。文書監査では、品質マネジメントシステム(QMS)文書の品質保証計画書(一次文書)及びその下部要領(二次文書)の改訂内容、文書間整合等をチェックしている。現地監査においては、品質保証計画書に基づき作成したチェックシートによって、各課個別の業務が、QMS文書(二次文書、三次文書を含む)に沿って適切に実施されているかを点検している。表8-6に原子力安全監査チェックシートを示す。また、もんじゅ原子力安全監査のチームに、外部の専門家(ISO主任審査員)を招聘し、品質改善に関して指導、助言を受けながら、「もんじゅ」の原子力安全監査を実施している。

以上により品質保証計画書に基づき作成したチェック項目に従い、外部の専門家も監査に加わって品質改善に関して適切な指導、助言が行われ、各課個別の業務を点検していると評価する。

結 論

原子力安全監査が、毎年計画的に行われ、個別の業務について点検していることから、「内部監査等の充実」に係る対応状況は、適切に改善が行われ、運用されていることを確認した。



(参考)品質保証活動の改善－メーカ品質保証監査の実施 ＜指摘事項に対する改善実績及び評価結果＞

指摘事項

動燃としてメーカの設計管理の状況を十分に確認していなかった。

改善内容

メーカへの品質保証上の要求事項を明確にするとともに、品質保証活動の向上が図られるよう重要な品質管理項目のレビュー又は、指摘事項の確実なフォローの観点から計画的に品質監査を実施している。



評価結果

- ① 受注者監査を定期的に、又必要に応じて実施し、受注者の調達先の品質保証活動も確認している。
- ② メーカの設計部門への受注者監査で、設計管理の状況を確認している。
- ③ 受注者監査で改善が必要な場合、指摘事項等で是正を要求し、その改善が確実に図られているかどうか完了するまでフォローしている。
- ④ 受注者の調達先に対する品質保証活動が不十分と認めた場合、原子力機構が、直接調達先の品質調査を行う際、受注者へ協力を要求することを発注仕様書の一部(請負契約に係わる一般仕様書)に明記しており、受注者の調達先への品質保証上の要求事項を明確にしている。

以上から、適切に受注者監査が行われていると評価する。

結 論

「受注者品質監査要領」を定め、定期的に受注者監査を実施している。

改善が必要な場合、受注者に対して是正処置を要求し、受注者が改善を図り、是正処置が完了するまでフォローしている。

また、「物品等調達管理要領」に基づき、受注者の調達先(下請け)まで直接、品質調査を行えることを記載した一般仕様書を発注仕様書の一部として添付し、受注者の調達先への品質保証上の要求事項を明確にしている。

これら受注者監査の実施状況は、原子力安全監査で確認されており、「メーカ品質保証監査の実施」に係る対応状況として、適切に受注者監査が行われていることを確認した。



(参考)品質保証活動の改善－品質保証関連事項等の教育の充実 ＜指摘事項に対する改善実績及び評価結果＞

指摘事項

- ① 教育の効果、浸透度を評価する仕組みの確立やケーススタディなどに関する実践的な教育がなされるべきである。
全体の品質保証という観点から、職員への絶え間無い意識の高揚を図るべきである。
- ② 教育訓練については、副所長からなる建設所の委員会で担当課長が立案する教育訓練計画を審議しているが、委員会の開催頻度が少なく計画の妥当性についての十分な審議がなされていない、教育の実績を評価し反映する仕組みが確立されていない。

改善内容

- ① 新たな教育体制のもとで、品質保証体系の教育を位置付け、実際のトラブル事例の検討等の手法を取り入れ、実践的な教育プログラムを構築した。
- ② 教育委員会の開催頻度を上げるとともに、教育担当を選任し、教育訓練の実績を評価することにより、教育訓練の内容を時宜に合ったものになっている。



評価結果

- ① 機構の品質方針及びFBRセンターの品質目標を周知し、品質保証教育を行っている。これにより、品質目標の達成に向けて認識を高め、品質保証に関する職員の意識の高揚を図っている。
- ② 教育訓練の有効性の評価（教育効果）及び妥当性の評価を取り入れ、これらを次年度教育訓練計画に反映する仕組みを構築することにより、より一層、教育訓練のPDCAサイクルが充実してきている。
- ③ 教育委員会の開催頻度を増やし、教育訓練の進捗状況報告や実績報告の審議結果を次年度教育訓練計画に反映するシステムを構築し、その審議の活性化を図っている。
- ④ 教育担当は、教育委員会事務局（教育担当課）と連携して教育訓練の計画、実施等について助言・指導を行っている。

結論

年度の教育訓練計画の作成、実施、教育訓練の実績の評価に加え、新たに教育訓練の妥当性の評価等を取り入れて教育訓練のPDCAサイクルを構築し、教育委員会の活性化及び教育担当の設置による教育訓練への指導、助言を行うことにより、時宜を得たかつ実践的な教育訓練の推進に向けて取り組んでいることを確認した。



(参考)品質保証活動の改善－保修票発行基準の明確化 ＜指摘事項に対する改善実績及び評価結果＞

指摘事項

保修票の発行に関する判断基準が不明確であるので、改善する必要がある。

改善内容

「保修票運用手順書」の見直しを行い、保修票発行基準を明確化し、機器類の故障に関する情報が確実に管理できる運用とした。



評価結果

- ① 保修票発行基準を「保修票運用手順書」に明確に記載しており、各課とも「保修票運用手順書」に従って、保修票を発行していることから適切と評価した。
- ② 保修票の回付箇所を「保修票運用手順書」に明確に記載しており、各課とも「保修票運用手順書」に従って、保修票を回付していることから適切と評価した。
- ③ 運転上の制限を逸脱した事象に対する保修票及びその作業については、「保守管理要領」「保修票運用手順書」に明確に記載していることから適切と評価した。

結論

保修票発行基準については、保安規定の品質マネジメントシステム文書である「保守管理要領」、「保修票運用手順書」により明確にするとともに、保修票の回付方法や運転上の制限を逸脱した事象に対する保修票区分についても明確に記載し、これらの要領及び手順書に基づき運用していることを確認した。



(参考)品質保証活動の改善－不適合管理の適正化 ＜指摘事項に対する改善実績及び評価結果＞

指摘事項

- ① 不適合と判断する際の基準は明確なものであること
- ② 判断の妥当性を品質保証担当役がチェックできる仕組みとなっているべき。

改善内容

- ① 不適合の適用基準を明確にした。
- ② 品質保証の担当者が確認する仕組みとした。



評価結果

- ① 内部監査により、不適合の適用基準については2つのレベルに区分され、適用基準がそれぞれ明確にされていたこと(第2回報告時)、現在はさらに適用基準が明確な4つのグレードに細分化され、「不適合管理要領」に定め運用していることが確認されている。機器の故障に伴い発行された保修票については、必ず4つのグレードのどれかに分類し、そのグレードに応じた管理を行っている事も内部監査により確認されている。
- ② 品質保証担当者の確認については、内部監査により、不適合の是正処置、再発防止対策及び同種機器等への水平展開の評価を業務品質管理グループ(現品質保証課)が行い、もんじゅ建設所(現FBRセンター)の品質保証活動の指導、助言を行う立場にあるQA推進スタッフの確認を得ていることが確認されている。また、平成16年6月の保安規定への品質保証の取り込み、平成17年10月の組織統合に伴い見直しされた「不適合管理要領」に基づき、全ての不適合報告書を品質保証課長の確認を経てもんじゅ開発部長まで報告し、確認していることが内部監査により確認されている。

結 論

- ① 不適合の判断基準を明確にして運用しており、改善が図られてきていることを確認した。
- ② 品質保証の担当者が確認していることを確認した。



(参考)品質保証活動の改善－確実な保守の実施 ＜指摘事項に対する改善実績及び評価結果＞

指摘事項

プラントのトラブルに係る記録については管理されているが、効率的に活用されていなかった。このため、保守の記録をデータベース化し品質保証活動への活用を推進する。

改善内容

「もんじゅ」の保守に係わるデータベースを活用し、そこに蓄えられたデータ、経験等を活用できるようデータの体系化、共有化を進めている。



評価結果

「もんじゅ」では常陽及び海外並びに国内軽水炉での知見・データや、「もんじゅ」の保守に係わるデータベースである保修票管理システムにより、機器の故障状況、故障原因などのデータの作成・蓄積を継続しており、蓄積したデータを基に故障傾向の把握を実施し、データの体系化、共有化が確実に実施されている。

また、保修票管理システムにより蓄積したデータを用いた故障傾向分析を実施し、設備・機器の保全計画に反映する取り組みを継続して実施している。

以上のことが確認できたことから、保守に係わるデータベースを構築しデータの体系化、共有化が図られていると評価する。

結 論

確実な保守の実施については、その内容の取り組み状況及び評価についての確認を行った結果、品質保証活動の改善の中で、保守に係わるデータベースを構築しつつデータの分析・評価を行い、そこに蓄えられたデータ、経験等を活用できるようデータの体系化、共有化を進めていることが確認できた。



(参考)品質保証活動の改善－文書合議基準等の見直し ＜指摘事項に対する改善実績及び評価結果＞

指摘事項

品質保証に関連する文書において、審査、承認、変更等に係わる合議基準が不明確

改善内容

主任技術者等の合議を要する文書及び記録を、各々の品質マネジメントシステム文書の中で明確に定めた。



評価結果

主任技術者等が確認する文書・記録を、各品質マネジメントシステム文書の中で明確にし、運用している。
また、「主任技術者等への回付文書及び記録の管理要領」にて主任技術者に回付すべき文書及び記録を整理している。
よって、品質保証に関連する文書及び記録のうち主任技術者等の合議を要するものは、各要領(記録等の帳票を含む)で明確に定め、適切に運用していると評価する。

結 論

主任技術者等の合議を要する文書及び記録は、各品質マネジメントシステム文書の中で明確にしており、各要領に基づき適切に行われていることを確認した。